

航空法等の一部を改正する法律要綱

傍線部分は令和七年十二月一日に施行することとする部分

二重傍線部分は令和七年九月一日に施行することとする部分

第一 航空法の一部改正

- 一 空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に定める事項に、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項を追加すること。

(第四十七条第二項第三号関係)

二 技能発揮訓練

- 1 操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができ、ようにするための訓練であつて三の1の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録訓練機関」という。)等が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして一定の要件に該当する訓練(以下「技能発揮訓練」という。)を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定を

された範囲の航空機について次に掲げる行為を行ってはならないものとする。

(1) 航空交通管制圏に係る空港等から航空機を離陸させ、又はその離陸のために航空機を地上走行させる操縦（第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習又は第七十一条の四第一項の操縦の練習のために行うものを除く。）

(2) (1)に規定する空港等へ航空機を着陸させ、又はその着陸のために降下飛行させる操縦（第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習又は第七十一条の四第一項の操縦の練習のために行うものを除く。）

(3) (1)に規定する空港等を使用して行う第三十五条第一項各号又は第七十一条の四第一項の操縦の練習の監督

(4) (1)に規定する空港等を使用して行う第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

（第七十一条の五第一項関係）

2 1の「管理技能」とは、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつて、滑走路への誤進入その他の危険な事態の発生を防止するため航空機の操縦において必要となる複数の作業を適切に

管理するためのものをいうものとする。

(第七十一条の五第二項関係)

- 3 | 操縦技能証明を有する者は、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について1の(1)から(4)までに掲げる行為を行う場合には、三の4の証明書その他の技能発揮訓練を修了したことを証する書面を携帯しなければならないものとする。

(第七十一条の六関係)

三 | 登録訓練機関

- 1 | 二の1の航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練(以下「訓練」という。)を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができるものとする。

(第九十九条の二関係)

- 2 | 国土交通大臣は、1の規定により登録の申請をした者が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならないものとする。

- (1) | 訓練の用に供する施設、設備又は教材が一定の要件に適合すること。

- (2) | 訓練を担当させる講師が一定の要件に適合すること。

(第九十九条の三第一項関係)

- 3 | 登録訓練機関は、公正に、かつ、一定の時間数以上の訓練を行うこと等の基準に適合する方法によ

り訓練の実施に関する事務（以下「訓練事務」という。）を実施しなければならないものとする
と。

（第九十九条の六第一項関係）

4 登録訓練機関は、その訓練を修了した者に対し、訓練を修了した旨の証明書を交付しなければなら
ないものとする。

（第九十九条の六第二項関係）

5 登録訓練機関は、訓練事務の開始前に、訓練事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け
出なければならないものとする。

（第九十九条の七第一項関係）

6 国土交通大臣は、登録訓練機関が2の(1)又は(2)に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認め
るときは、当該登録訓練機関に対し、これらの要件に適合するために必要な措置を講ずべきことを命
ずることができるものとする。

（第九十九条の十関係）

7 国土交通大臣は、登録訓練機関が3の規定等に違反しているとき、当該登録訓練機関に
対し、3の規定により訓練事務を行うべきこと等を命ずることができるものとする。

（第九十九条の十一関係）

8 国土交通大臣は、登録訓練機関が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消すこと等ができ

るものとする。

(第九十九条の十三関係)

9 登録訓練機関について、国土交通大臣による報告徴収及び立入検査の対象に追加するものとする。

(第三百三十四条関係)

四 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。

(第五百十条、第五百十条の二、第五百十四条の二、第五百十四条の三、第五百十九条及び第六十二条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 空港法の一部改正

一 地方管理空港等における国土交通大臣による工事等の代行

1 国土交通大臣は、地方管理空港を設置及び管理する地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定工事（地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事

であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）を当該地方公共団体に代わつて自ら施行することが適當であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができるものとする。

(1) 滑走路等又は空港用地が一定の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。

(2) 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適當であると認められること。

(第五条の二第一項関係)

2

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社（以下「指定会社」という。）又は地方管理空港を設置及び管理する地方公共団体（以下「特定空港管理者」という。）から要請があり、かつ、当該特定空港管理者における災害復旧工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定災害復旧工事（成田国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、中部国際空港又は地方管理空港（以下「特定空港」という。）の災害復旧工事であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を当該特定空港管理者に代わつて自ら施行することが適當であると認

められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができるものとすること。

(1) 緊急輸送の確保その他の災害応急対策に必要な航空機を特定空港に着陸させ、又は特定空港から離陸させるために行う応急のものであること。

(2) 特定空港が一定の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであつて、高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

(第五条の二第二項関係)

二 地方管理空港における災害復旧工事に係る国土交通大臣の認定の特例

地方管理空港における災害復旧工事が緊急輸送の確保等のために行う応急のものである場合であつて、当該地方管理空港を設置及び管理する地方公共団体がその旨を国土交通大臣に通知したときは、当該災害復旧工事に係る国土交通大臣の認定を要しないものとする。

(第十条第二項関係)

三 国土交通大臣が地方公共団体等に代わつて施行する工事の費用の負担

1 国土交通大臣が一の1の規定により地方公共団体に代わつて特定工事を施行する場合には、当該特

定工事に要する費用は、国が負担金相当額（地方公共団体が自ら当該特定工事を施行することとした場合に第八条第一項の規定により国が負担する金額等に相当する額をいう。1において同じ。）を、当該地方公共団体が当該特定工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担するものとする。

（第十条の二第一項関係）

2 国土交通大臣が一の2の規定により成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は指定会社に代わって特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は指定会社がそれぞれ負担するものとする。

（第十条の二第二項関係）

3 国土交通大臣が一の2の規定により地方公共団体に代わって滑走路等又は空港用地の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が負担金相当額（地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に第十条第一項の規定により国が負担する金額等に相当する額をいう。3において同じ。）を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担するものとする。

（第十条の二第三項関係）

4|| 国土交通大臣が一の2の規定により地方公共団体に代わって排水施設等の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が補助金相当額（地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に第十条第三項の規定等により国が当該地方公共団体に補助することができる金額に相当する額をいう。4において同じ。）を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担するものとする。

（第十条の二第四項関係）

5|| 国土交通大臣が一の2の規定により地方公共団体に代わって滑走路等、空港用地又は排水施設等の特定災害復旧工事以外の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

（第十条の二第五項関係）

四|| 特定地方管理空港における国土交通大臣による工事等の代行等

一及び三（三の2を除く。）の規定は、当分の間、特定地方管理空港及びこれを管理する地方公共団体について準用するものとする。

（附則第八条関係）

五|| その他所要の改正を行うものとする。

第三 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正

一 特定地方管理空港における災害復旧工事に係る国土交通大臣の認定の特例

第二の二の規定は、特定地方管理空港の管理を行う地方公共団体が当該特定地方管理空港において災害復旧工事を施行しようとする場合について準用するものとする。

(附則第三条第三項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第四 その他関係法律の一部改正

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律について、所要の改正を行うものとする。

第五 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第四条関係)

四

その他所要の改正を行うものとする。

(附則第五条から第八条まで関係)